

身近な年金相談事例 実際にはこんな相談を受けます

ケーススタディ

CASE STUDY 1



相談者 A 夫さん
59歳・S39.4生まれ・男性
自営業(中華料理店経営)



厚生年金の加入歴のある 自営業者のA夫さんからの相談

私は17年間勤務していた食品メーカー(厚生年金に加入)を40歳の時に退職し、家業の中華料理店を継ぐため、5年間、本場中国で中華料理の修業をしました。中国にいる時は年金のことには興味がなく、日本の国民年金に任意加入していませんでした。

その後、45歳の時に日本に帰国し家業を継ぎ、中華料理店(個人事業)の経営を始めましたが、最初は売り上げが思うように伸びず、6年間は国民年金の保険料を払っていません(未納・免除せず)。その後、新メニューがヒットし、中華料理店の経営が軌道に乗り、現在に至るまで、約8年間、国民年金の保険料をきちんと払っています。

私は、現在、59歳です。60歳を目前にして、そろそろ年金のことを考えるようになってきました。つい最近、知り合いから、国民年金は10年納めないともらえないと聞きましたが、私は今まで、厚生年金には17年間加入しているのですが、国民年金は、60歳まで納めても約9年間しかありません。国民年金の期間が10年に届かない状況なので、私はひょっとして、国民年金の年金をもらえないのでしょうか？



答える人
年金アドバイザー

御安心ください。あなたは、国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているため、65歳から、国民年金の老齢基礎年金をもらうことができます。国民年金の老齢基礎年金を受給するためには、原則として、平成29年8月から10年間の期間が必要となり、この期間を受給資格期間といいます。この受給資格期間は、保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間で計算され、国民年金の保険料納付済期間だけでなく、20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間も保険料納付済期間として合計することができます。

あなたが、60歳まで国民年金の保険料を納付した場合、国民年金(約9年間)+厚生年金(17年)≥10年になるため、65歳から、国民年金の老齢基礎年金を受給することができます。また、あなたの生年月日の場合、65歳から厚生年金期間(17年間)が反映された厚生年金の老齢厚生年金も、もらうことができます。

国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間について

← 平成29年8月からは合計で10年以上 →

厚生年金 17年
(保険料納付済期間)

60歳まで納付すると 国民年金 約9年間
(保険料納付済期間)

60歳まで国民年金の保険料を納付した場合、国民年金(約9年間)+厚生年金(17年)≥10年になるため、65歳から、国民年金の老齢基礎年金を受給することができます。



相談のポイント

国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間は、厚生年金保険の被保険者期間も含めることができます。様々な期間をつなぎ合わせて、受給資格期間を満たすケースは多々あります。年金アドバイザーの学習をすれば、受給資格期間の数え方をマスターすることができます。それから、相談事例の方(男性)の生年月日の場合、65歳から厚生年金の老齢厚生年金も受給できるため、その点も説明する必要があります。年金アドバイザーの学習をすることにより、国民年金、厚生年金を総合的に把握することができるようになります。

ケーススタディ

CASE STUDY 2



相談者 B 夫さん
男性・64歳・大卒後
民間企業に42年勤務
(全期間厚生年金加入)



65歳以後の在職老齢年金の 調整についてB夫さんからの相談

近々65歳になりますが、65歳以降も、現在の労働条件のまま、引き続き勤務する予定です。私は、65歳から老齢年金(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)の支給を受けることができますが、勤務を続ける場合、年金額と報酬額との調整がかかると会社の総務担当者から説明を受けました。具体的にどのような調整になるのかが理解できなかったため、私にも分かるように教えてください



答える人
年金アドバイザー

「年金額と報酬との調整は複雑な内容ですが、事例を使って説明すると分かりやすくなります。以下の設定で説明します。」

(例)

- 65歳以降の月額給与(65歳以降、金額は変わらないものとします):
36万円(標準報酬月額36万円)
- 年間賞与額:36万円
(3年前から変動なく、年1回36万円が賞与として支払われ、65歳以降も同じ内容とします。標準賞与額は36万円になります。)
- 65歳からの老齢厚生年金(報酬比例部分):
120万円、老齢基礎年金:約78万円

年金額と報酬額との調整のことを、在職老齢年金の調整といいます。65歳以後の在職老齢年金の調整は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額のうち、48万円(令和5年度の支給停止調整額)を超える額の1/2を年金額から停止する計算になります。具体的に停止額を計算してみますね。

- 年金月額(基本月額) 120万円÷12=10万円
- 総報酬月額相当額 標準報酬月額(36万円)+標準賞与額(36万円)÷12=39万円
- 年金からの停止額 (39万円+10万円-48万円)×1/2=5,000円



相談のポイント

在職老齢年金の調整は事例を使って説明しないと理解が難しいです。事例を使って調整のイメージが頭に浮かぶようになってもらう必要があります。年金アドバイザーの学習をすることによって、在職老齢年金の調整を事例ベースで理解することができるようになります。また、在職老齢年金の調整は厚生年金保険の規定なので、国民年金の老齢基礎年金は在職老齢年金の調整により減額されることは一切ありません。なお、令和4年4月1日から法改正により、60歳前半の在職老齢年金の調整における支給停止の基準額が、65歳以後の在職老齢年金の調整における支給停止の基準額と同じ額に引き上げられています。